

「国民年金保険料」 納めるのが困難なときは…

■問合せ 国保年金課年金係☎029-885-0340(内)117

経済的な理由等で国民年金保険料（令和3年度の保険料は月額16,610円）を納めることができない場合には、申請により免除または猶予となる制度があります。

※任意加入者の方は、制度を利用することができません。

※免除・猶予とも所得制限があり、所得が一定額以下でなければ承認されません。ただし、離職者の方は申請の際にハローワーク発行の離職票を確認できれば、承認される場合があります。

全額免除制度・一部納付(一部免除)制度

本人・配偶者・世帯主の所得が一定額以下の方が対象となる制度で、所得に応じ保険料の全額、または一部（3段階に分かれます）が免除されます。

▼免除の割合と納付する額（令和3年度／月額16,610円の場合）

免除の割合	納付する額	免除の割合	納付する額
全額免除	0円	半額免除	8,310円
4分の3免除	4,150円	4分の1免除	12,460円

※一部納付制度の承認期間中に保険料を納付しなかった場合は、その未納額および免除額は通常未納した場合と同じ取扱いとなります。

※免除の割合に応じて、年金受給額も低額になります。



納付猶予制度

50歳未満の方で、本人と配偶者の所得が一定額以下の方が対象となる制度です。

承認された期間は、将来受け取る年金の受給資格期間には加算されますが、年金受給額には反映されません。

▶申請方法や所得制限の基準等、詳細については国保年金課年金係までお問い合わせください。

新たな生活を始める新婚夫婦への支援として、住居費や引っ越し費用の一部を補助します

結婚新生活支援事業

◎主な要件は？

- ・令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、美浦村に婚姻届を提出し受理されている。
- ・美浦村に住所を有し居住している。
- ・夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下である。
- ・夫婦の所得額の合計が400万円未満である。
- ※貸与型奨学金を返済している場合は、令和3年中の返済額を所得から控除できます。

▶補助金の額 1世帯当たり30万円を上限に補助します。

▶申請方法 必要書類を揃えて、申請期間内に役場総務課にご提出してください。

※申請方法や提出書類などの詳細については個別に説明しますので、申請を希望される方は村ホームページをご覧いただくか、役場総務課にお問い合わせください。

■問合せ・申請先 役場総務課☎029-885-0340(内)204・205

◎対象経費となる経費は？

- ・新規に美浦村内に住宅を取得した際の費用
- ・新規に美浦村内の住宅を賃借する際に要した費用
(賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料)
- ※ただし、勤務先から住宅手当の支給を受けている場合は、当該手当分を除きます。
- ・婚姻に伴う引越しに要した費用

